

戦時下のリプロダクション政策とその実践 —巡回指導婦制度を中心に—

大出春江 (大妻女子大学)

本報告は戦時下に立案され実施された「巡回指導婦」制度に焦点をあてる。戦時下日本におけるリプロダクション政策の実現と遂行が極めて短期間に主として産婆によって担われた経緯と意味について考える。

戦前期の巡回指導婦という存在はあまり知られていない。その理由はまず第一に、立案から運用された期間が5～6年という短期間であったこと、第二に、資格が明確な法律や規則によって規定されなかったこと、が挙げられる。実際、巡回指導婦の存在は地方史誌または医師向け雑誌か産婆会の会報か総会記録に見つけられる程度である。

巡回指導婦という言葉が公式に登場するのは1940年5月「内務厚生時報」においてである。法律や規則あるいは厚生省令にもよらず、厚生省事務次官の「依命通牒」によって始まった。廃止時期も明確ではなく、日本の敗戦とともに消失した。ほぼ同時期の1941年7月、保健婦が保健婦規則によって成立し現在まで続いていることを考えると、巡回指導婦が戦時限定資格だったことはより明確である。

巡回指導婦は保健婦または産婆のいずれかが認定講習を受けることで有資格者となったが、実際の担い手は産婆が期待された。報告では、立案から産婆がその担い手となる経緯を通じて、戦時に産婆(助産婦)の役割が拡大したことをみていく。このことの意味は、産婆(助産婦)の役割が社会的要請に大きく依存し、構成的性格をもつことを示す。このことを戦後の人口問題解決のために、直接的には急激に増大した人工妊娠中絶に対処するために資格化された1950年代に誕生する受胎調節実地指導員と対比させる。

1951年10月「受胎調節の普及に関する件」が閣議了解された。大林道子(1989)はこれを、「受胎調節がはじめて国策として採り上げられた」と表現する。その実践のために1952年5月に法律第141号によって優生保護法が改正され、これによって「受胎調節の実地指導」は公式に規定された。認定講習を受けた助産婦、保健婦、看護婦が「受胎調節実地指導員」となった。

戦前に戻る。巡回指導婦は「母性及乳幼児ノ体力向上ヲ図ル」担い手として生み出された。当時、産科医師が大規模な全国調査を実施し、その調査結果をもとに「200万回ノ分娩ニ付約28万ノ自然流死産、約6万ノ人工流産 計34万ノ胎児損失ガ推算サレル」と発表した。この数字は医師らによって繰り返された。「胎児損失」を防止し、一人でも健康な乳児を育てることがめざされた。小学校区に指導医、巡回指導婦、母性補導委員の設置により、「母性及乳幼児」の健康指導をおこなうことが決まった。これとは別に1942年には「妊娠届出制」を目的とした「妊産婦手帳規定」が制定された。妊娠を届出させることによって女性の身体内の胎児を「流早死産」させずに生ませることを目的としたのである。戦後、この手帳は「母子手帳」(現在の母子健康手帳)と呼ばれる。この手帳を用いた妊娠の登録はすぐには定着しなかったが、戦前も戦後もともに食糧や生活に必要な綿布等の優先的配給の証明書として活用され定着していった。

報告をまとめる。戦時下日本におけるリプロダクション政策は「産めよ殖やせよ」の標語で知られるが、巡回指導婦に着目すると、実質的担い手となった産婆の役割は妊娠中の胎児、さらに乳幼児の健康へと射程が拡大されたことがわかる。産婆を助産の専門家というなら「産婆の非専門職化」ともいえる。

巡回指導婦にしても受胎調節実地指導員にしても、戦時下と戦後のリプロダクション政策を確実なものにするために、産婆は地域の各戸を訪問指導するために活用されたという意味では一貫している。ただし、その方向性は、戦前期には女性に生ませる方向で、戦後は生ませない方向へという、正反対の役割期待が与えられた。とりわけ「乳幼児ノ体力向上」を目的とした栄養や病気への知識の獲得と女性への指導が期待された。巡回指導婦を活用したリプロダクション政策の徹底についていえば、「国策」が厚生省の立案、これを媒介する形で医師によって産婆会という団体を通じて組織的に産婆に伝えられ、短期間に実現したということが明確にわかる。

[参考文献] 大林道子『助産婦の戦後』勁草書房、1989年、田間泰子『「近代家族」とボディ・ポリティクス』世界思想社、2006、『内務厚生時報』第5巻第5号、1940年5月。

(キーワード: 戦争、産婆、巡回指導婦)